

みやざき再生支援特別貸付利子補給補助金とは？

原油価格・物価高騰により、影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、**宮崎県中小企業融資制度「みやざき再生支援特別貸付」**を利用された方へ利子の全額を3年間補給します。

補助対象者

- ・宮崎県中小企業融資制度「みやざき再生支援特別貸付」の融資を受けた者
- ・市内に住所を有する個人又は市内に本店を有する法人
- ・市税等を完納している者

補助内容

- 補給期間 初回償還月（据置期間を含む）から**3年間**
- 補給補助率 **100%**（3年間分を全額）

申請受付期間及び手続き

申請受付期間：**令和5年1月下旬から令和5年3月10日まで**

※前年（1月から12月）に支払った利子分を補助します。

※令和5年1月以降に融資を実行した方は、令和6年1月下旬からの申請受付になります。

申請窓口：小林市役所 2階 商工観光課

申請方法：郵送または直接窓口で申請書類等をご提出ください。

※毎年1月中に商工観光課から申請に関する案内文書を郵送いたします。

申請書類

- みやざき再生支援特別貸付利子補給補助金申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 取扱金融機関が発行する支払証明等、申請対象額を証するもの
- 納期の到来している市税等の完納を証する書類
- みやざき再生支援特別貸付利子補給補助金請求書（様式第3号）
- 振込口座の確認できる書類（通帳の写し等）



各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

みやざき再生支援 利子補給補助 **検索**

宮崎県中小企業融資制度「みやざき再生支援特別貸付」

取扱期間：令和4年10月21日から令和5年3月31日まで

融資を希望される方は、お取引のある又は最寄りの取扱い金融機関にご相談ください。

融資制度につきましては、県のホームページをご確認ください。

宮崎県中小企業融資制度 みやざき再生支援特別貸付 **検索**

問い合わせ先

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市役所 2階

商工観光課 ☎0984-23-1174

E-mail : k_syokan@city.kobayashi.lg.jp